

記載例

多摩川沿い景観形成基準における配慮内容（届出の様式）

1 建築物の新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更に関する配慮事項

(1) 崖線緑地エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|---|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする。こと。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。） | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。また、擁壁の川側に植栽を施し、圧迫感を軽減した。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す自然素材（石、木材等）を積極的に活用すること。可能な限り勾配屋根を採用すること。 | 周辺の自然景観と調和するよう、勾配屋根とした。 外壁の一部には木材を使用した。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。（「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。）使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くなるよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |
| 屋外設備等 | 屋外設備（外壁に付帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等）を設置する場合は、道路・鉄道および河川からできるだけ見えない位置に設置すること。やむを得ず屋外設備等が見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること。（壁面と同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等。）屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするか、道路・鉄道および河川から極力見えない位置に設置すること。 | 川側から屋外設備が見えないよう、外壁と同色のルーバーを目隠しとして設置した。 |
| 外構・駐車場等 | 駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路や河川側から見て目立たないように配慮すること。 | 駐車場は植栽で囲み、川側から目立たないようにした。 |

(2) 上流エリア

該当部分を記載

記載例

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|---|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする。 (主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。) | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。また、擁壁の川側に植栽を施し、圧迫感を軽減した。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活用すること。可能な限り勾配屋根を採用すること。 | 周辺の自然景観と調和するよう、勾配屋根とした。外壁の一部には木材を使用した。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。)使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くなるよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |
| 屋外設備等 | 屋外設備(外壁に付帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等)を設置する場合は、道路・鉄道および河川からできるだけ見えない位置に設置すること。やむを得ず屋外設備等が見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするか、道路・鉄道および河川から極力見えない位置に設置すること。 | 川側から屋外設備が見えないよう、外壁と同色のルーバーを目隠しとして設置した。 |
| 外構・駐車場等 | 駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路や河川側から見て目立たないように配慮すること。 | 駐車場は植栽で囲み、川側から目立たないようにした。 |

(3) 中流エリア

該当部分を記載

記載例

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|---|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする。 (主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。) | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。また、擁壁の川側に植栽を施し、圧迫感を軽減した。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活用すること。 | 周辺の自然景観と調和するよう、勾配屋根とした。外壁の一部には木材を使用した。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。)使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くないよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |
| 屋外設備等 | 屋外設備(外壁に付帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等)を設置する場合は、道路・鉄道および河川からできるだけ見えない位置に設置すること。やむを得ず屋外設備等が見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするか、道路・鉄道および河川から極力見えない位置に設置すること。 | 川側から屋外設備が見えないよう、外壁と同色のルーバーを目隠しとして設置した。 |
| 外構・駐車場等 | 駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路や河川側から見て目立たないように配慮すること。 | 駐車場は植栽で囲み、川側から目立たないようにした。 |

(4) 下流エリア

該当部分を記載

記載例

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|--|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。 | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。 | 外壁は周辺の自然景観と調和した意匠とした。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。)使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くなるよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |
| 屋外設備等 | 屋外設備(外壁に付帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等)を設置する場合は、道路・鉄道および河川からできるだけ見えない位置に設置すること。やむを得ず屋外設備等を見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするか、道路・鉄道および河川から極力見えない位置に設置すること。 | 川側から屋外設備が見えないよう、外壁と同色のルーバーを目隠しとして設置した。 |
| 外構・駐車場等 | 駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路や河川側から見て目立たないように配慮すること。 | 駐車場は植栽で囲み、川側から目立たないようにした。 |

記載例

2 工作物の新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更に関する配慮事項

(1) 崖線緑地エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|---|---|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする。 (主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。) | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。また、擁壁の川側に植栽を施し、圧迫感を軽減した。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す自然素材（石、木材等）を積極的に活用すること。高さを10m以下とすること。 | 周辺の自然景観と調和するよう、なるべく存在感を感じさせない線材を使用した。高さは〇mに抑えた。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じること。)使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くなるよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |

(2) 上流・中流エリア

該当部分を記載

記載例

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|---|---|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする。 (主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。) | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。また、擁壁の川側に植栽を施し、圧迫感を軽減した。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活用すること。 | 周辺の自然景観と調和するよう、なるべく存在感を感じさせない線材を使用した。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。)使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くなるよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |

(3) 下流エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|---|--|
| 項目 | 基準 | |
| 配置等 | 現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。 | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。 |
| 形態・意匠等 | 周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。 | 周辺の自然景観と調和するよう、なるべく存在感を感じさせない線材を使用した。 |
| 色彩 | 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。)使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くなるよう配慮すること。 | 周辺の景観になじむよう、明度、彩度の低い色彩を採用した。また、色数もなるべく少なくした。 |

該当部分を記載

記載例

3 広告物の表示、設置、改造、移転、除却または変更に関する配慮事項
(1) 崖線緑地エリア

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|---|---|
| 項目 | 基準 | |
| 広告物 | <p>広告塔および広告板は設置しないこと。必要最小限の大きさおよび設置箇所数に留めること。容易に腐朽または破損しない構造とすること。広告を表示しない裏面、側面および脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮すること。蛍光塗料の使用は避けること。彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として前面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</p> <p>（彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。）</p> <p>電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼夜間において、景観を損なわないものとする。経年変化で味わいの増す自然素材（石、木材等）を積極的に活用すること。全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行うこと。</p> | <p>大きさや設置箇所数は最小限とした。広告の裏面はダークブラウンに塗装し、支柱に石材を使用することで、周囲の景観になじむものとした。広告面は色数を減らし、低明度、低彩度の色彩を用いた。</p> |

該当部分を記載

記載例

(2) 上流エリア

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|--|
| 項目 | 基準 | |
| 広告物 | 必要最小限の大きさおよび設置箇所数に留めること。容易に腐朽または破損しない構造とすること。広告を表示しない裏面、側面および脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮すること。蛍光塗料の使用は避けること。彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として前面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。（彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。）電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼夜間において、景観を損なわないものとする。経年変化で味わいの増す自然素材（石、木材等）を積極的に活用すること。全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行うこと。 | 大きさや設置箇所数は最小限とした。広告の裏面はダークブラウンに塗装し、支柱に石材を使用することで、周囲の景観になじむものとした。広告面は色数を減らし、低明度、低彩度の色彩を用いた。 |

(3) 中流・下流エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|---|---|
| 項目 | 基準 | |
| 広告物 | 必要最小限の大きさおよび設置箇所数に留めること。容易に腐朽または破損しない構造とすること。広告を表示しない裏面、側面および脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮すること。蛍光塗料の使用は避けること。彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として前面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。（彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—」の基準に準じること。）電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼夜間において、景観を損なわないものとする。 | 大きさや設置箇所数は最小限とした。広告の裏面および支柱はダークブラウンに塗装し、周囲の景観になじむものとした。広告面は色数を減らし、低明度、低彩度の色彩を用いた。 |

該当部分を記載

記載例

4 土地の区画形質の変更または土地利用の変更に関する配慮事項
(多摩川沿い景観形成地区内共通)

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|--------------|--|---|
| 項目 | 基準 | |
| 土地の区画形質、土地利用 | 造成は必要最小限とし、既存の地形および景観を著しく変更しないようにすること。現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 | 現状の地形を可能な限り残し、擁壁の長さや見え高は最小限とした。また、擁壁の川側に植栽を施し、圧迫感を軽減した。 |

5 石積みおよび樹木の設置または除却に関する配慮事項
(1) 崖線緑地エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|------------------------------------|
| 項目 | 基準 | |
| 石積み、樹木 | 周辺の自然景観や街なみ景観を損なわないものとする。樹種や樹齢などの価値が高いと認められる樹木は伐採しないこと。面積 500 m ² 以上の皆伐でないこと。(ただし病虫害の防除や防災、スギ林の広葉樹林化等のために行われる伐採は除く。) 面積 500 m ² 以下で皆伐を行う場合には、伐採後、周辺の自然植生を調査した上で、適切な樹種、密度で植樹を行うこと。単木択伐法による伐採の場合には、景観形成上重要と認められる大径の高木については極力残存させること。利用施設周辺等において、眺望や日照を確保するための樹木の伐採は必要最小限とすること。 | 伐採する樹木は最小限とし、古木で枯死していないものをなるべく残した。 |

(2) 上流・中流・下流エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|---|------------------------------------|
| 項目 | 基準 | |
| 石積み、樹木 | 周辺の自然景観や街なみ景観を損なわないものとする。樹種や樹齢などの価値が高いと認められる樹木は伐採しないこと。 | 伐採する樹木は最小限とし、古木で枯死していないものをなるべく残した。 |

記載例

6 屋外における土砂等の堆積に関する配慮事項
(多摩川沿い景観形成地区内共通)

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|--------------|---|-----------------------------------|
| 項目 | 基準 | |
| 屋外における土砂等の堆積 | 長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は行わないこと。堆積を行う場合、道路などの公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置で行うこと。敷地周辺の緑化を行うなど、周囲の道路からの遮へい措置に努めること。 | 堆積期間は最小限とした。また、道路から直接見えない場所に堆積した。 |

7 自動販売機の設置に関する配慮事項
(1) 崖線緑地・上流エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|--|-------------------------------|
| 項目 | 基準 | |
| 自動販売機 | 周辺の自然景観や街なみ景観を損なわない意匠とすること。地色(主要な下地の色)はダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とすること。 | 色彩はダークブラウンとし、周囲の景観に溶け込むものとした。 |

(2) 中流・下流エリア

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|-------------|-----------------------------|---------------------|
| 項目 | 基準 | |
| 自動販売機 | 周辺の自然景観や街なみ景観を損なわない意匠とすること。 | 色彩は周囲の景観に溶け込むものとした。 |

記載例

8 カヌー等に関連する仮設構造物の設置に関する配慮事項
(崖線緑地エリアのみ)

該当部分を記載

| 多摩川沿い景観形成基準 | | 配慮内容の記載欄 |
|----------------|--|-------------------------------------|
| 項目 | 基準 | |
| カヌー等に関連する仮設構造物 | カヌー等の露出を極力抑え、樹木の陰など道路や散策路等からできるだけ見えない場所に設置すること。面積は15㎡以下にすること。彩度の高い色彩を地色(主要な下地の色)として全面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 | カヌーが直接見えないよう、周辺の自然景観と調和した色彩の囲いを設けた。 |